

産業医共同選任助成金制度のご案内

(小規模事業場産業保健活動支援促進助成金)

平成21年度の申請の受付を開始します。

受付期間は、**平成21年2月1日より7月末まで**です。

産業医共同選任助成金とは・・・

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医の要件を備えた医師を選任・契約し、職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、長時間労働者への面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を助成する制度です。

助成期間は3年間です。

平成20年4月から産業医共同選任助成金制度が改正され、単独の事業場でも申請が可能になり、労働者数にかかわらず活動1回あたりの助成金が定額になりました。
産業医は、業種、地理的要件等を考慮して当センターでご紹介いたします。

助成金の対象となる産業医の産業保健活動



職場巡視、
衛生委員会等への参加



健康診断結果についての意見、
保健指導、健康相談



長時間労働者への面接指導

支給される助成金

86,000円
(各年度上限)

=

産業医による産業保健活動
1回あたり21,500円

×

各年度あたり活動
最大4回まで

※ 詳しくは、下記センターまでお問合せください。
ご要望があれば、事務所までお伺いしてご説明させていただきます。

熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畑町 1-7 MY熊本ビル 8F
TEL 096-353-5480 FAX 096-359-6506